

Ⅱ 福 利 厚 生

1 入学料・授業料・寄宿料の免除等

はじめに

高等教育の修学支援新制度について

大学等における修学の支援に関する法律の公布・施行により令和2年度以降、修学支援新制度の対象となる機関に在学する学部学生に対し、奨学金の給付並びに入学料、授業料の減免措置が実施されます。本学は令和元年9月20日付け、機関要件の確認を受け修学支援新制度の対象機関となりましたので、学費減免措置について以下のとおり実施します。

- ・制度の詳細はこちら：文部科学省 HP「高等教育の修学支援新制度」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

学費減免について

学類生は、令和2年度から、国の修学支援新制度により支援を受けることとなります。新制度の対象とならない大学院生は、本学独自授業料免除により支援を行います。

(1) 修学支援新制度による入学料免除・授業料免除

・修学支援新制度（給付奨学金）の申請手続き

修学支援新制度を受けるためには、まず日本学生支援機構の給付奨学金を申請してください。

在学生で新規に申請する方、また新入生で、高校在学時に予約手続きをしておらず、入学後に申請を希望する方は4月採用の手続きを行ってください。4月採用手続の詳細は、在学生については3月頃ライブキャンパスにて、新入生については入学後のガイダンスでご案内します。

新規申請は後期にも受け付けます。詳細は9月頃ライブキャンパスにてお知らせします。

※給付奨学生採用候補者または入学後に新制度の申し込みを行う予定の方は、入学料免除及び授業料免除を申請することができます。

- ・新入生の手続きはこちら

入学手続き関係書類ダウンロード

https://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/nyugaku_download.html

(2) 本学独自の学費減免等

令和2年度以降に入学する日本人学類生の学費減免は、新制度により実施しますので、本学独自の学費減免制度への申請はできません。ただし、災害等特別な事情がある場合で新制度の対象にならない方については、申請することが可能です。

大学院生と学類の私費外国人留学生は従来通り「本学独自の学費減免」を実施します。

申請手続きについては、新入生は入学手続きで、在學生は2月と8月にライブキャンパスでお知らせします。

・入学科免除

災害等、特別な事情により入学科の納入が著しく困難な者に対し入学科の全額または一部を免除することがあります。大学院生には経済的な理由かつ学業成績優秀と認められる者に対し入学科の全部または一部を免除する制度があります。

・入学科徴収猶予

特別な事情等により入学科の納入が困難な者に対して入学科の徴収を猶予することがあります。

・授業料免除

次に該当する学生に対し授業料の全額または一部を免除することがあります。

- ①経済的理由により授業料の納入が困難でありかつ学業優秀と認められる者（大学院生及び学類の私費外国人留学生）
- ②大学院博士後期課程に在籍する学業優秀と認められる者
- ③入学前一年以内（2年次以上は免除選考基準日の半年前）に学資負担者が死亡、または風水害の被害を受け授業料の納入が困難な者。

・授業料徴収猶予

経済的理由により納入期限までに納入が困難であり、学業優秀と認められる者、またはやむを得ない事情があると認められる者に対し、前期分は9月1日・後期分は3月1日まで徴収を猶予することがあります。

(3) その他の経済支援（寄宿料免除）

本人または学資負担者が風水害等の災害を受け、納入困難と認められる場合、災害を受けた月の翌月から起算して6ヶ月間の範囲内で寄宿料が免除されます。ただし翌年度にわたる場合は、年度初めにあらためて申請して下さい。

2 奨学制度

(1) 日本学生支援機構奨学金（給付奨学金）

高等教育の修学支援新制度により、日本学生支援機構が、対象となる学部学生へ奨学金を給付します。また給付奨学生に採用されると、入学料・授業料も支援区分に応じ減免されます。

制度の詳細はこちらから

文部科学省 HP「高等教育の修学支援新制度」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

・修学支援新制度（給付奨学金）の申請手続

修学支援新制度を受けるためには、まず日本学生支援機構の給付奨学金を申請してください。

在学生で新規に申請する方、また新入生で、高校在学時に予約手続きをしておらず、入学後に申請を希望する方は4月採用の手続きを行ってください。4月採用手続きの詳細は、在学生については3月頃ライブキャンパスにて、新入生については入学後のガイダンス※でご案内します。

新規申請は後期にも受け付けます。詳細は9月頃ライブキャンパスにてお知らせします。

※日程等変更の可能性あり。新入生向け web サイトから随時、日程等を確認してください。

(2) 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難があると認められる者について、日本学生支援機構に推薦し、審査の結果決定されます。

奨学金の種類及び奨学金月額については、以下を参考にしてください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/index.html>

・日本学生支援機構奨学金の各種手続き（給付・貸与）

新入生の高校予約採用者の進学後の手続き（予約採用）と、新入生・在学生の新規申込の手続き（在学採用）の日程については、以下の本学ウェブサイトを確認してください。

https://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/d_money-03.html

※質問や相談はS棟1階の学生支援課生活支援係までお願いします。

(3) しのみ育英奨学金

福島大学には日本人学生を対象とした独自の給付型奨学金があります。

給付額は月額50,000円で給付期間は1年です。

対象になる要件は、日本学生支援機構給付奨学金や他の団体からの給付奨学金を受けておらず、経済的に困窮する学業成績優秀な日本人学類生で、本学に1年以上在籍する者です。

(4) その他の奨学生

日本学生支援機構奨学金の他、都道府県市町村、各種団体等から奨学金案内が届きます。

奨学金の募集案内は、ライブキャンパス及び以下の本学ウェブサイト掲載の「各種団体奨学金一覧」でその都度お知らせします。

https://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/d_money-03.html

3 アルバイトの紹介

本学で定めている「学生アルバイトに関する制限職種基準」に抵触しないアルバイトについて、求人票を学生向けに公開しています。

希望者は求人内容を十分に確認のうえ、各自、求人先にアルバイト希望の旨を連絡してください。求人票はキャリアセンターにて閲覧できます。また、求人情報の取得方法は、LiveCampusメールにてお知らせしています。

アルバイト先でのトラブル（賃金等の労働条件が求人票の内容と異なる等）については、速やかにキャリアセンターに申し出てください。

4 学生保険制度

本学では、(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災保険）／通学中等傷害危険担保特約」と「学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）」への加入を推奨しております。加入申込窓口は大学生協になります。

これらの保険はいずれも、教育研究活動中に生じた傷害事故等を補償するものですので、できるだけ加入することをお薦めします。特に、教員免許状の取得を希望する学生や、インターンシップ（就職体験活動）に参加希望の学生は、「学研災保険」と「学研賠」を併せて加入することをお薦めします。

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災保険）／通学中等傷害危険担保特約

正課中、学校行事参加中、大学に届出た課外活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に、治療費等を補償するものです。死亡時には最高で2,000万円、通院した場合には通院日数に応じて最高で30万円、入院した場合には1日につき4,000円が加算された額が支払われます。

また、特約として「通学中等傷害危険担保特約」に加入すると、通学中や、授業及び学校行事、課外活動等が行われる場所の相互間を移動する間（いずれも合理的な経路および方法で大学が禁じた方法を除く）の事故による治療費等を補償します。死亡時には1,000万円、通院した場合には通院日数に応じて最高で30万円、入院した場合には1日につき4,000円が加算された額が支払われます。

(2) 学生教育研究賠償責任保険（学研賠）

正課中、教育実習・介護体験実習、インターンシップ活動、学校行事、およびその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を破損させたことにより被った法律上の損害賠償を補償するものです。対人対物合わせて1事故につき最高で1億円が支払われます。なお、この保険は学研災保険に加入していることを前提としておりますので、必ず学研災保険と併せて加入申込を行ってください。

※ どちらの保険も詳しくは、加入者にお渡しする「加入者のしおり」を参照してください。

(3) 保険料および保険期間

学類等	保険の種類	学研災保険のみ加入	学研災保険・学研賠ともに加入	保険期間
人間発達文化、行政政策、経済経営、共生システム理工、食農		2,300円(1,000円)	3,660円(1,000円)	4年間
行政政策（夜間主） 夜間主（現代教養）コース		400円(1,000円)	1,760円(1,000円)	4年間
大学院(共生システム理工学研究科以外) (共生システム理工学研究科博士前期課程)		1,200円(550円)	1,880円(550円)	2年間
大学院(共生システム理工学研究科博士後期課程)		1,800円(800円)	2,820円(800円)	3年間

※通学特約を付帯されますと、（ ）の金額が加算されます。

(4) 加入の方法

新入生は、入学手続関係書類と同封の専用郵便振替用紙に必要事項を記入し、保険料を最寄りの郵便局で払い込みください。3月中に払い込まれた場合は、4月1日より、4月1日以降払い込みの場合は払い込まれた日の翌日が保険始期となります。

なお、編入学・学士入学者は、編入学年次によって保険料が異なりますので、入学後早めに大学生協窓口までお問い合わせください。

(5) その他

保険加入後、退学（1～3年次）する者には、残りの年度分の返還があります。また、休学1年以上（通算）の者もその分の返還があります。いずれの場合も、大学生協窓口まで申し出てください。

学研災加入者には、学内外を問わず、24時間、日常生活の事故・病気の補償もできる「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」もあります。加入の方法等は、大学生協窓口までお問い合わせください。

5 福島大学生生活協同組合

ホームページアドレス

<https://www.fukushima.u-coop.or.jp>

福島大学生生活協同組合（生協）は、福島大学に籍をおく学生・教員・職員の生活の安定と向上をはかることを目的とし、組合員（学生・教職員）の出資金をもとに運営されています。

生協が提供する主要なサービスは次の通りです。

生活の基盤である「食」を提供する食堂の運営を行っています。大学会館1階には自分で好きなメニューを選ぶカフェテリア方式のDining ReaF, 2階にはできたて手作り弁当を販売するQuickLunchグリーンを営業しています。この2つの店舗では年間食堂利用定期券「ミールパス」を中心として「バランス良く食べること」に力を入れています。

同じく大学会館1階では購買店Re;actの営業を行っており、勉学研究に必須のパソコン・文房具・教科書などの教材から、パン・お弁当・飲料やお菓子などの学内コンビニとしての機能に加え、大学周辺に住まわれている方用のちょっとした日用品も取り扱っています。

また購買店の中には総合カウンターがあり、レンタカーの手配、自動車教習所などの斡旋、TOEICなどの資格検定の紹介やオリジナル公務員試験対策講座の事務局など、生活のことで困ったら相談できる窓口となっています。

大学会館裏手の生協本部では、アパート斡旋を中心とした不動産事業と厚生労働省認可の「CO・OP学生総合共済」の代理店業務を行っています。大学生協の共済はもしもの病気やケガを24時間保障しており、特に学生に起こりやすい病気・ケガに保障を厚く、またキャンパス内で相談・共済金請求手続きできることが何よりの安心です。

※営業時間はHPをご覧ください。読み込めないときはURLからアクセスしてください。



携帯電話サイト 営業時間

Ⅲ 課 外 活 動

1 課外行事

(1) 新入生歓迎行事

新入生歓迎運動実行委員会を中心として、4月に各種歓迎行事が企画され、サークルオリエンテーション、スポーツ大会などが開催されます。学生生活を送るための有意義な行事が企画されていますので、積極的に参加してください。

(2) 東北地区大学体育連盟行事

東北地区の大学の体育団体を統轄し、「学生相互の親睦と団結を図り、スポーツ精神に則って学生に体育の普及を計り、その発展に寄与する」ことを目的として、東北地区大学体育連盟が結成されています。

この連盟には、本学を含め、東北地区の国公立44大学が加盟しており、東北地区大学体育大会が開催されています。

(3) 大学祭

福大祭実行委員会を中心に、例年10月末から11月にかけて約1週間の日程で、スポーツフェスティバルや大学祭本祭（一般公開）が実施されています。

スポーツフェスティバルにおいては、ソフトボール、サッカー、バレーボールなどの競技が行われており、クラスやゼミ、サークルなど様々な団体が参加し、スポーツを通じた学生・教職員相互の親交が図られています。

大学祭本祭においては、公開講座、模擬店など多彩な企画が実施され、日頃の活動及び研究成果の発表による学術文化活動の展開や、地域の方々との文化交流の促進が図られています。

(4) サークルリーダー研修会

各公認サークルのリーダーを対象としたサークルリーダー研修会は、統一サークル連合と学生支援課の共催により実施されています。

リーダーとしての資質を養成する講演の開催を始め、サークル運営上の諸課題を検討する班別協議の実施、健康管理を含めた活動上の安全確保の自己啓発、サークル間相互の交流を図るレクリエーション活動など、指導性・自律性・協調性の向上を目的とした総合的な研修として位置付けられています。

2 学生の課外活動

(1) 課外活動団体（統一サークル連合公認団体）

課外（サークル）活動は、学生が自主的主体的に行う正課以外の集団活動です。

また、学生の自主的な学問研究及び文化・スポーツ活動の振興と発展を期すること等を目的に、学生の自治組織として統一サークル連合が組織されており、その公認サークルに対しては自治会等から財政等の助成が行われています。

(2) サークルの設立等

学生による学内団体の設立及びその団体の学外団体への加入は自由です。ただし、その団体が学生自治会等から財政等の助成を受けようとする場合は、統一サークル連合の公認を受けなければなりません。

また、団体が大学の施設を使用する場合又は大学からの援助を受けようとする場合は、事前に学生団体届を副学長宛に提出し、委嘱した顧問教員の署名を受け、使用等の手続きを行ってください。

3 顧問教員制度

学生団体及びその構成員は、課外活動について相談し、指導助言を受けるために顧問教員を置くことが必要ですので、趣旨を理解の上、委嘱してください。

(1) 学生が以下の事項について使用等の手続きをする場合は、顧問教員の署名を必要とします。

- ① 課外施設その他大学の指定する施設・設備を使用するとき。
- ② 大学からの援助を受けようとするとき。（統一サークル連合公認サークル適用。）
- ③ 大学から課外活動上における各種の証明を受けようとするとき。
- ④ 「特約厚生施設」を利用する際に、補助券の申請をするとき。
- ⑤ その他大学が必要と認めるとき。

(2) 顧問教員には、本学の専任教員の中から、適任と思われる教員を選んで委嘱してください。また、委嘱の期限は当該年度限りとします。

(3) 顧問教員を委嘱した時は、所定の様式により副学長へ届け出てください。

届け出用紙は、学生支援課窓口で配布しています。

(4) 顧問教員は、学生団体の学内及び学外の課外活動中に発生した事故に対しては、責任を負うものではありません。

事故の責任は、当該学生団体又は個人が負うこととなりますので、安全確保等には十分留意願います。

4 物品の貸出

学生支援課では、以下の物品を貸出用として備えています。

音 響 ・ 映 像 関 連 物 品	デジタルビデオカメラ，プロジェクター，三脚，ワイヤレス アンプ・マイク，拡声器，ドラムコード，その他
イ ベ ン ト 企 画 用 物 品	集会用テント，長机，パイプ椅子，スポットライト，ストッ プウォッチ，シュラフ，その他
ス ポ ー ツ 関 連 物 品	バレーボール，バスケットボール，ドッジボール，ソフトボ ール用具一式，その他

① 借用方法

借用希望者は、学生支援課窓口にて「物品借用願」に所定事項を記入の上、申込みをしてください。

② 借用期間

貸出物品の借用期間は、8日間を限度とします。

物品の貸出・返却業務は、月曜日から金曜日（9:00～17:00）の間に行っています。（※祝日、窓口業務閉鎖日等を除きます。）

③ 注意事項

- ・貸出物品は、共用物品ですので大切に取扱い、原状に回復して返却してください。また、過失により破損又は滅失した場合は弁償（同等品を用意）していただきます。
- ・借用期間を遵守し、後の借用予定者に迷惑がかからないよう、返却期日は必ず守ってください。
- ・スポーツ用品を使用の際は、指定の場所で周囲の安全を十分確認のうえ利用してください。

IV 学生支援課関係諸施設等

1 課外活動施設

A. 施設の概要

(1) 大学会館

大学会館は、学生及び教職員の日常的な人間関係を緊密にし、学生の課外活動の発展を図り、かつ学生及び教職員の福利厚生を増進することを目的として設置されています。

① 施設の概要

会館には、福島大学生生活協同組合が経営するDining ReaF（大食堂）・Quick Lunch グリーン（弁当販売店）・売店・個人用ロッカー（年間契約）のほか、課外活動施設として、大集会室1室・小集会室2室・和室1室があります。また、学生総合相談室、アクセシビリティ支援室があります。

② 施設の利用について

会館諸施設のうち、課外活動施設については、サークル棟の短期使用と同様に手続をしてください。

（「福島大学大学会館使用規程」「福島大学文化系サークル棟使用基準」等参照。）

(2) サークル棟

サークル棟は、学生の課外活動の振興に資すると共に、課外活動を通じて心身を鍛練し、社会生活に必要な自立性・協調性等を養うことを目的として設置されています。

① 文化系サークル棟

文化系サークル棟は、主として文化系サークルの活動の場として利用されており、共用室・暗室・器具室・集会室・音楽練習室・製作作業室等の施設があります。

② 体育系サークル棟

体育系サークル棟は、主として体育系サークルの活動の場として利用されており、共用室・器具室・集会室・更衣室・シャワー室・洗濯室等の施設があります。

（「福島大学課外活動施設管理規程」、「福島大学文化系サークル棟使用基準」及び「福島大学体育系サークル棟使用基準」参照。）

(3) 合宿研修所

合宿研修所は、学生の課外活動を目的とし、原則10名以上の学生団体の合宿研修等に使用する施設として設置されています。

① 合宿可能人員 約40名

② 施設の概要

合宿室 3室(21畳2室・15畳1室), 談話室・洗面所・シャワー室・トイレ・倉庫
(「福島大学課外活動施設管理規程」, 「福島大学合宿研修所使用基準」参照。)

(4) 体育施設

体育施設は、体育の授業及び研究のために使用することを目的として設置されていますが、授業及び研究に支障のないときは、学生の課外活動及び職員の厚生その他に使用することができます。

〈現有体育施設〉

第1体育館(柔道場・剣道場・体操場を含む。)

第2体育館(競技フロア・トレーニングフロア・フィットネスフロア)

陸上競技場

テニスコート(ハードコート2面, オムニコート3面, クレーコート5面)

バレーボールコート(屋外5面)

ハンドボールコート(屋外1面)

野球場(両翼90m, 中堅約100m)

サッカー・ラグビー場

ゴルフ練習場(9打席)

(5) 馬場・馬房, 弓道場

① 馬場・馬房

馬術部のための課外活動施設としてキャンパス内に設置されており、馬4頭を収容する厩舎と飼料庫、馬具庫、休憩室等のほか、練習場所としての馬場があります。

② 弓道場

弓道を目的とする学生の課外活動施設及び教職員の厚生施設としてキャンパス内に設置されています。

弓道場は、5人立の的場と射場、更衣室などを持つ独立した建物であり、弓道部の活動場所として日常的に使用されています。

(6) 学生活動センター棟

学生活動センター棟は、各学類学生自治組織が主に活動拠点としている場所であり、ミーティング活動などを行っています。

B. 使用手続等

(1) 使用手続

- ① 課外活動施設を使用する場合は、あらかじめ所定の使用許可願を学生支援課窓口へ提出し、副学長の許可を受けてください。

日又は時間を単位とする集会室等の使用許可願（短期）は、全学的事業など特別の場合を除き、使用予定日の2週間前から受け付けています。

- ② その他使用手続等の詳細は、各施設の管理規程、使用基準、使用心得等に記載されていますので、熟読のうえ大いにご利用ください。

(2) 課外活動関係施設の使用時における鍵の取扱い

① 鍵の借用

施設使用の許可を受けた学生は、使用時に学生支援課窓口へ使用許可書を提示し、鍵授受簿に必要事項を記入の上、使用室の鍵を受け取ってください。

鍵・施設の転貸は厳禁です。

② 鍵の返却

使用後は、机その他の備品を原状回復し、清掃及び火気の点検を行い、消火並びに施錠を確認したのち、使用報告書と共に鍵を返却してください。

（鍵の返却先について）

月曜日から金曜日（祝日、窓口閉鎖日を除く）の、17時までに終了したときは、学生支援課窓口へ返却してください。

上記時間以外は、正門警務員室に返却してください。

③ 休業日等における鍵の取扱い

使用日が休業日にあたる場合及び使用開始時間が職員の勤務時間終了後となる場合は、許可書と学生証を提示のうえ、正門警務員室において鍵の授受を行ってください。

2 学生寄宿舍等

(1) 学 寮

本学の構内に、男子寮2棟、女子寮1棟、計3棟の学寮があります。寮生による自治寮で、共同生活のルールを守り生活することになります。ルールを守れない者（例：喫煙、騒音、必要と認められない異性の立ち入り等）には強制退寮などの厳しい処分が科されますので、入寮する場合はくれぐれも集団生活の場であることを忘れずに生活してください。

① 概 要

寮 名	構 造	収容人数	居 室	寮 費(月額)
如 月 寮 (男 子)	鉄筋コンクリート 5 階建	200名	1 名 (個室) 面積 9 m ² (2.25m×4m) エアコン、ベッド付	寄宿料 7,800円 (水道光熱費別) 自治会費 1,000円程度 (各寮による)
信 夫 寮 (男 子)	鉄筋コンクリート 4 階建	150名		
葵 寮 (女 子)	鉄筋コンクリート 4 階建	150名		

(ア) 費 用

上記寄宿料（月額 7,800円）をはじめ、居室で使用する電気料金（個人別メーター）、共同使用箇所の電気・ガス・上下水道料金（寮別メーター）、ゴミ処分料等を人数割した共益費が毎月かかります。このほか、自治寮運営に係る自治会費を負担することになります。

また入寮時には、自治会に入寮時三寮自治費（2,000円程度）を支払うほか、水道光熱費請求・支払業務を行う「福島大学学生寮諸費徴収事務局」運営に係る一時預かり金として10,000円を納入しなければなりません（立替金は退寮時に必要に応じて諸経費を差し引き返金いたします）。

寄宿料は毎月10日に、水道光熱費は毎月15日に、ゆうちょ銀行の学生名義の貯金口座から引落となります（引落日が銀行の休業日に当たる場合は翌営業日）。引落日前日までに忘れずに口座への入金を行ってください。ただし、災害等特別の事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められる寮生に対しては、寄宿料免除の制度があります。

(イ) 共同設備

共同設備として、浴室、トイレ、手洗い場、キッチン（電子レンジ）、洗濯場（洗濯機・乾燥機）があります。

(ウ) 居室設備

居室には、ベッド（マットレス付）・エアコンは備え付けてあります。

寝具、カーテン、冷蔵庫庫、炊飯器等は各自で用意することになります。

(エ) 食 事

食事は付きませんので、各自で自炊等するか構内にある学生会館の食堂でとることになります。

② 入 退 寮

入寮者は選考のうえ決定されます。空部屋がある場合は、在学生の募集（7・8月又は2月）を行います。また、年度途中に退寮する場合は、退寮予

定日の1週間前までに退寮願を学生支援課に提出しなければなりません。

(2) 国際交流会館

福島大学の外国人留学生・研究者のための居住施設として、福島大学国際交流会館が福島市舟場町に設置されており、生活用品をそろえれば、すぐに生活することが出来るようになっています。

会館は新入生の入居を優先し、福島での生活に早く慣れてもらうように配慮しています。

(ア) 会館の概要

会館は鉄筋コンクリート5階建てで、単身室38室、夫婦室5室、家族室2室があります。夫婦室及び家族室は研究者用としています。その他の施設は、多目的ホール、和室、ランドリールーム、談話室等があります。

(イ) 設備品

単 身 室	ユニットシャワー・トイレ、洗面台、ミニキッチン、机、椅子、書棚、ベッド、ワードローブ、食器棚、冷蔵庫、ガスストーブ、クーラー
-------	--

(ウ) その他

入居を希望する留学生は、国際交流センターに「入居願」を提出してください。（選考の結果、入居できないこともあります。）

また、多目的ホールは、入居留学生の各種イベントの他、国際交流の拠点として活用しています。多目的ホールを使用する場合は、使用予定日の1週間前までに国際交流センターに「多目的ホール等使用申請書」を提出し、許可を得てください。

3 特約厚生施設・利用推奨施設

(1) 特約厚生施設

特約厚生施設（以下「特約施設」という。）は割安な料金で宿泊できるよう、民間等の宿泊施設と契約したものです。さらに、(ア)正課の授業及び合宿研修、(イ)学生の研修等課外活動、(ウ)学長が特に認めた場合に宿泊する際は、大学から一定額の補助が受けられますので、ぜひ利用してください。

なお、補助を受ける場合も受けない場合も、学生支援課窓口で利用申し込みをしてください。

(利用者の範囲)

各施設を「特約施設」として利用できるのは、本学の学生・教職員に限ります。

(施設名)

「特約施設」は次のとおりです。

施設名	所在地	概要
磐梯名湯リゾート ボナリの森 収容人員278名 温泉、会議室、テニスコ ート2面、(町営:体育 館、テニスコート有り) TEL:0242(64)3333	耶麻郡猪苗代町大字 蚕養沼尻山甲2855- 550 交通案内、磐越西線 「猪苗代駅」からバス で「中の沢温泉」(30 分)下車、徒歩10分	・料金は1泊2食付 7,700円(税込み) 土曜日・祝前日料金は2,200円(税込 み)増 お盆等は特別料金 ・利用申し込みは、6ヶ月前から受付 ・会議室利用料は1人200円(税込み) ・大学～施設送迎無料(15名以上で 宿泊する場合、要予約)

*なお、「特約施設」には、上記割安料金の他に、一般料金もあります。

*上記割安料金には、洗面具、浴衣等は付きません。

(宿泊申込)

学生支援課窓口で利用申込書等を受け取り各団体が直接申込みをし、学生支援課に利用申込書等を提出してください。(宿泊人数、宿泊料金、到着時刻等を確認します。)

(補助券)

(ア)正課の授業及び合宿研修、(イ)学生の研修等課外活動、(ウ)学長が特に認めた場合で宿泊利用する場合は、学生支援課にて補助券申込みの手続きをし、「補助券」を事前に交付してもらってください。

補助券の換金はできません。また、他人に譲渡することを禁じます。利用人数の変更が出た場合は、学生支援課に連絡してください。

(補助額と支払)

補助券を使用し宿泊する際は、本学の学生であることを証明するために、「学生証」を持参し、補助券とともにフロントへ提出し、確認を受けてください。1人1泊につき、1,500円の補助を大学が行いますので、差額を宿泊施設に支払ってください。

(その他)

ア) 利用方法の不適切な団体等については、その後の利用を制限する場合があります。

イ) 補助額、補助券の発行枚数上限については、その年の予算規模等により変動する場合があります。ご了承ください。

ウ) 施設利用にあたっては、各施設の管理者等の指示に従ってください。特に、他の宿泊者の迷惑となるような行為は慎んでください。

(2) 利用推奨施設

これは、県内にある公共施設中、本学が研修・合宿用として推奨する施設で、安い費用で利用できます。なお、「利用推奨施設」については、「補助券」は発行しません。利用の際は、施設に直接申し込んでください。

施設利用にあたっては、施設の管理者等の指示に従ってください。

〔利用推奨施設〕

施設名	所在地	概要
国立磐梯青少年交流の家 TEL: 0242 (62) 2530	耶麻郡猪苗代町字五輪原7136-1 交通案内: 磐越西線「猪苗代駅」から約4.6km (タクシーで1,500円程度) 「猪苗代磐梯高原IC」より車で15分 E-mail: bandai@niye.go.jp URL: http://bandai.niye.go.jp	・施設使用料 宿泊費・施設(研修室・講堂・体育館・武道館・グラウンド・野球場・テニスコート・弓道場・キャンプ場等) 青少年…無料 一般…1泊1,200円 ・食費 3食 2,320円 ・スキー場まで車で10分 ・利用開始日の40日前までに申込み

V その他の施設

福島大学「街なかランチ舟場」

街なかランチ舟場は、平成21年10月1日、福島市舟場町の職員会館を改修し、教職員の福利厚生施設及び地域との連携を推進する拠点施設として設置されました。

街なかランチ舟場内の研修室を学生団体がサークル・ゼミ等で使用する場合は、顧問教員の事前了承を得て申請することにより使用することができます。

■研修室の概要

街なかランチ舟場は全館禁煙及び禁酒です。 飲食により発生したゴミは持ち帰ってください。

仕 様	机, 椅子移動可能 1 階 研修室101 (24人使用 スクール形式) 小研修室102 (6人使用 会議形式) 2 階 研修室201 (16人使用 会議形式) 研修室 (和室)
使用可能な時間	9:00～21:00 (土日祝日使用可) ※年末年始及び夏季一斉休業期間を除く

■使用手続き

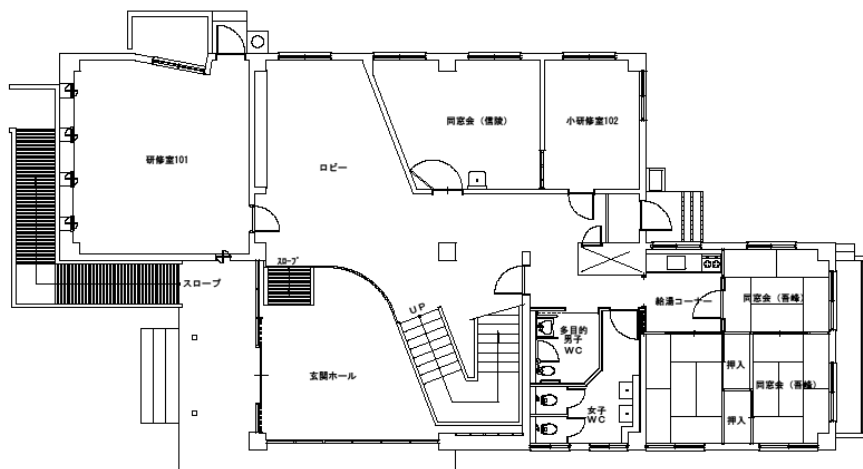
使用開始日の5日前までに「使用申請書」を担当窓口に提出しなければなりません。

担当窓口：社会共創課

TEL：024-548-5211 FAX：024-548-5244

福島大学「街なかランチ舟場」配置図

1 階



2 階

